

# 弘文院学士号取得にみる林家の大望 ——幕府文教施策との関連性の視点から——

朱 全 安

## I はじめに

江戸幕府の儒者林羅山（1583—1657）が幕府の手厚い援助を受けて創設し、儒学研究をその存在の根幹としていた私塾——忍岡林家塾（のちの昌平坂学問所）は、第二代当主林鶯峰（1618—1680）の時期、彼の努力により発展し、林家および林家塾の地位は高められた。そのことを示す出来事のひとつが、本稿で取り上げる寛文三年（1663）、幕府より鶯峰に「弘文院学士」の称号が与えられ、それに因んで林家塾が「弘文館」と呼ばれるようになったことである。

本稿では、いかなる理由で鶯峰に「弘文院学士」の称号が与えられたのか、なにゆえ「弘文院学士」号であって、それはなにを意味していたのか、称号授与の経緯はいかなるものであったのか、という問題を追究し、「弘文院学士」号の取得が林家にとっていかなる意味を有していたのかを明らかにし、さらに、この出来事を江戸前期幕府文教施策の一環として位置づけ、その意味を明確にする。

本論の主題である林鶯峰が「弘文院学士」号を獲得した一件については、従来、政治思想史・東アジア史・近世文学などの視点から先行研究があるが<sup>(1)</sup>、これまで、幕府が鶯峰に「弘文院学士」号を与える事由となった「五経講了」に関して、実証研究が全くなされてこなかった。そこで小論では、まず、「弘文院学士」号授与の発端をなす「五経講了」の事実を実証的に究明することから始め、さらに、江戸前期幕府文教施策の策定・実行における林家の位置づけおよび役割を解明することに主眼を置きつつ、いわば教育史の見地から、「弘文院学士」号の獲得過程を解明してゆき、林家の大望を明らかにすることにより、林家と幕府文教施策の策定・実行との関連性を考究したい。

---

(1) 政治思想史の視点からの先行研究には、高橋章則「弘文院学士号の成立と林鶯峰」（『東北大学文学部日本語学科論集』第一号、1991年）があり、東アジア史の視点からの先行研究には、斎藤実郎「林家の弘文院学士と弘文院・弘文館——中国史と関連して——」（『東洋文化』復刊第六十四号、1990年）があり、近世文学の視点からの先行研究としては、揖斐高「林家の存立—林鶯峰の「一能子伝」をめぐって」（『近世文学の境界 個我と表現の変容』、岩波書店、2009年）が、鶯峰についての説明の中で「弘文院学士」号について言及している（9頁）。

## Ⅱ 「弘文院学士」号取得の経緯

### 1 「弘文院学士」号取得の時期と事由

寛文三年（1663）十二月二十六日、林鶯峰は幕府より「弘文院学士」の称号を授与された。いかなる事由をもって鶯峰に「弘文院学士」号が授与されたのか、それがいかなる時代背景の下で行われたのかについて考証するため、まずそれと関係のある記述を検討してみよう。

『昌平志』巻第二、「事実誌」、寛文三年の項に、以下の記述がある。

三年癸卯十二月林恕號書院曰弘文館

遜按前是林恕進講經幄五經終篇是年十二月二十六日列相連署傳特旨賜號弘文院因號書院曰弘文館館名弘文昉於此

この項において、林恕（林鶯峰）が五經終篇の講義を完了し、同年十二月二十六日に、列相（老中）連署により鶯峰に「弘文院」の号を賜り、この号に因んで書院（忍岡林家塾）を「弘文館」と称した、館名の「弘文」はこれに由来する、と述べられている。また、ここで、「進講經幄」という表現が用いられている。「經幄」は「經筵」と同義語であり、中国古代宮廷の教育形式の一つである「經筵」、すなわち学者が皇帝に經史を進講することを指す用語である。鶯峰の五經講義に対して中国の「經筵」を連想させる表現が用いられているが、はたして鶯峰の五經講義は「進講經幄」であったのか、のちに検討する。

さらに、同じ『昌平志』巻第一、「廟図誌」の「寛文辛丑（1661）重修孔廟図」の図面中、「寛永壬申（1632）創置忍岡孔廟図」にある林氏住宅の部分に「弘文館」と標示しており、それについての説明文は次の通りである。

弘文館即書院寛文甲戌賜官材以築焉寛文癸卯賜林恕號弘文院學士因扁曰弘文館

文意は前掲した文、すなわち忍岡林家塾の「弘文館」という名称は鶯峰が賜った「弘文院学士」号に因んでつけられた、というのとおおかた一致しているが、「扁曰弘文館」という文面から察して、忍岡塾には「弘文館」という扁額を掲げた建物が存していたものと推測される。

なお、文中の「寛文甲戌」は「寛永甲戌」（1634）の誤記である<sup>(2)</sup>。

『昌平志』のほか、『徳川実紀』、「嚴有院御実紀」にも「弘文院」称号についての記述が見出される<sup>(3)</sup>。

(2) 『昌平志』巻第二、「事実誌」の寛永十一年の項に、「十一年甲戌賜官材林信勝（羅山）以築書院」という記述がある。

(3) 林鶯峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、続群書類従完成会、1997年、寛文三年の項、2頁。

(十二月) 廿六日儒官林春齋春勝五經講義はてしを賞せられ。弘文院の號をゆるさる

以上の記述からみれば、「弘文院学士」号が授与された時期は寛文三年十二月二十六日であり、授与された理由は鶯峰が五經講義を終了したためであった。この称号に因んで書院(忍岡林家塾)も「弘文館」(『昌平志』)あるいは「弘文院」(『徳川実紀』)と呼ばれ、また、『昌平志』の記述に従えば、「弘文館」と書かれた扁額も存在していたようである<sup>(4)</sup>。

それでは、鶯峰自身は「弘文院学士」称号の獲得についてどのように感じ取り、考えていたのか、それに関する叙述をここで確かめておこう。

『国史館日録』の寛文三年の項に、称号について以下のように記されている。

十二月二十六日、余依五經講了之勞、官賜弘文院學士稱號、忠清・忠秋・正則・廣之奉書連署、以忍岡山莊稱弘文院、

鶯峰の記すところによれば、将軍が五經講義を完了した鶯峰の勞をねぎらって「弘文院学士」号を下賜し、老中である酒井忠清・阿部忠秋・稲葉正則・久世広之連署の奉書によって将軍家綱の上意が伝えられた。それに基づいて忍岡林家塾構内を「弘文院」と称した。

鶯峰の記述からみれば、つぎのことが確認されよう。すなわち「弘文院学士」称号授与の時間と事由に関しては、上述した『昌平志』・『徳川実紀』は鶯峰の手による『国史館日録』と一致するが、忍岡林家塾構内の名称が、「弘文院」(『国史館日録』・『徳川実紀』)と「弘文館」(『昌平志』)という二通りに異なっている。当然『国史館日録』は鶯峰自身の手で記したものであるため、一次史料として史料的价值が高いことが言うまでもないが、『昌平志』・『徳川実紀』は二次史料であるとしても、当時の状況を推察する上で重要な史料である。

それでは、なぜ「弘文院学士」という称号なのか、それは何を意味しているのか。また、忍岡林家塾は「弘文院」と称されたのか、それとも「弘文館」と称されたのか。それに加えて、「弘文院」と「弘文館」とは具体的に何を指しているのかといった問題については、後段で先行研究を参照しながら考究するが、それに先立って、「弘文院学士」号授与の事由である「五經講了」の史実について検討してみよう。

## 2 鶯峰による五經講義の詳細

「弘文院学士」称号の授与は、将軍家綱が鶯峰の五經講了の勞を嘉賞したものであり、先行研究の中においても同様の認識が示されている。では、なぜ鶯峰は五經講義を催し、いかに講義したのか。中国の經学について、そして日本の經学について、鶯峰はいかなる見解をもっていたのか。さらには、いつ五經講義が始まり、それに対する鶯峰の思いはいかなるものであったのかなど、鶯峰が行った五經講義の詳細な事情に関する研究は、管見の限り、まだ見えない。だが、「弘文院学士」号の授与事由に関する詳細を不明のままにし

(4) 「弘文院」・「弘文館」がいったい何を指し示しているのか、なにゆえ忍岡林家塾にそのような名称を用いるのか、という問題の検討は第三章にゆずる。

ては、「弘文院学士」号授与の意味も明示され難いであろう。ここでは、鷲峰が五経を講了し「弘文院学士」号を賜る一か月前の寛文三年十一月に作成した「告講経始末文」を参照しながら、五経講義が行われた経緯を解明していく<sup>(5)</sup>。

鷲峰は、漢学諸学説のうち宋代の儒学を推尊し、漢・唐代の訓詁学を批判した。

聖人之道載在五經五經行于世則生於千歲之下亦猶與有聞焉乎然漢唐訓詁記誦之徒唯拘於言語文字之間而不知道之所在非無遺憾至宋儒發明義理而五經之旨明聖人之道顯矣……則文字之訓詁無益於經乎不然不通文義則何以知經旨不知經旨則何以尋聖人之道哉

聖人の道は五経に載せられ、その五経は世に行われ、千年後に生まれた人でもなお五経を知ることができるが、漢・唐代の訓詁学の徒はただ言語・文字のみにとらわれ、道の所在を知らない。宋儒が義理の学を見出して、五経の意味が明らかになり、聖人の道が明らかになった、と鷲峰は宋代の新儒学を肯定し、字句の解釈を重んずる訓詁学を論難している。文面から鷲峰の五経を重んじる姿勢がはっきりと読み取られる。

続いて、鷲峰は五経に聖人の道が載せられているとする宋代儒学が日本において、いかに受け入れられたかを論じている。

本朝之昔繼體天皇初置五經博士爾來歷世連綿四家博士立家講經者號明經道雖紀傳明法筭道之徒無不習五經然唯其所窺不過漢唐訓詁則何以知聖人之道哉是以雖菅江清中之家混雜老釋未聞有純儒

ここで鷲峰は、日本に初めて五経博士を置いたのは継體天皇であり、その後においても、経学を研究する博士家が継続されたが、彼らが研究しているのは漢唐の訓詁学であり、聖人の道を知る由もなく、平安時代以来、博士職を世襲した菅原家・大江家・清原家・中原家の学問ですら、道家・仏家の教えが混入しており、純粋な儒学を研究する人は見えないと嘆いている。

続いて、宋代儒学の書籍が日本に入り、いかに読まれ、広まっていったかについて、鷲峰は次のように記している。

其後宋儒之書雖傳 本朝時尙有兵革世無其人知其文義者況於道德哉天正文祿之際惺窩藤先生天資聰明才德兼備初據宋儒之説加訓點於五經然潛而不仕偶爲親炙者所口授不過數章先考羅山先生博識多聞獨步古今以惺窩所點之原本未播于世故就五經大本特加訓點自元和之末至寛永之初全部功成或應同僚之求或依朋友門生之請開講筵數矣……然宋儒之説行於 本朝者始於此既聞其文義則道亦可窺一斑乎於志學者可謂大幸也是所以二先生爲 本朝儒學之中興也

宋儒の書が日本に伝わったが、時は戦乱の時代にあたり、それらの文義を知る人はなかった。天正文祿の際、藤原惺窩がそれらに訓点を施した。彼は仕官せず、親しい友人に

(5) 「告講経始末文」、林鷲峰著、日野龍夫編『鷲峰林学士文集』下、卷第六十六、ペリかん社、1997年、100頁—102頁。

五経を口授したが、それは数章のみに限られていた。鶯峰はここで、羅山の学問が独学により成ったと述べるにとどめ、羅山が惺窩について儒学を学んだことに言及していない。さらに、羅山が『五経大全』に訓点をつけた理由として、鶯峰は惺窩の訓点を施した原本が世に出ていないことをあげ、羅山が元和末から寛永初にかけて『五経大全』に訓点をつけたと記している。それゆえ、藤原惺窩・林羅山二先生は日本の「儒学之中興」と称賛している。

また、羅山の五経講義は「応同僚之求或依朋友門生之請開講筵数矣」と記しており、講義の聴者は「同僚」「朋友門生」であると示されている。鶯峰は羅山の五経講義を「講筵」と表現しており、「経幄」もしくは「経筵」という用語を用いていない。

鶯峰は自ら催した五経講筵の起因については、以下のように叙述している。

寛永十七年庚辰之冬先考以所點之五経大全授余曰是我家藏萬卷堆堆之最也今以附汝可以開経筵……於其聽者則來者不拒去者不留雖多勿嫌雖寡勿厭唯每月定日勿怠勿怠汝守我言則古來之一稀而家業之大事也得通其文義則道亦聊庶幾乎勉哉余時二十三歳

鶯峰の五経講筵は羅山の勧めによって始められた。それは、二十三歳の鶯峰が父親である羅山から林家の最も貴重な書籍——羅山自身が数年かけて訓点をつけた『五経大全』が授与された際に、それを講義する経筵を開くように命じられたものであり、長年継続すれば古来の稀事となるであろう、これは林家の家業の大事であるという言葉とともに託されたものであった。

なお、羅山が鶯峰に「可以開経筵」と指示した中の「経筵」の用法が適切でない、という指摘があるが、それは、林家の五経講義を「経筵」と呼ぶのは誇張であるという指摘が朝鮮使節によってなされたものである<sup>(6)</sup>。前述したように、元来「経筵」という用語は、中国古代王朝の政教制度において儒臣が皇帝に儒家の経典を講義することを指すもので、鶯峰の五経講義が「経筵」と異なることは、羅山の漢学知識からすれば明らかなことであつたが、羅山があえて「経筵」という表現を用いたのは、林家がいずれ「経筵」できる地位にのぼってほしいという切願を込めたからであろう。

鶯峰の記述によれば、講義内容・時間の順序はおおよそつぎの通りである。寛永十八年(1641)正月より五経講義が詩経に始まり、正保元年(1644)四月、三百篇が終了し、翌乙酉(正保二年、1645)正月、書経の講義をスタートし、庚寅(慶安三年、1650)正月、春秋胡氏伝の講義を開始、承応三年(1654)秋より、曲礼、礼運、礼器を講じ、丁酉(明暦三年、1657)正月、羅山が歿し、鶯峰は哀痛のあまり「教授之力殆盡」(教授する力がほとんどない)という状態に陥ったが、「及除服而熟思遺訓則言猶在耳不能不感發不能不興起乃再舉講文王世子篇」(服喪の期間が終わり、父の遺訓を深く考えると、父の話す声がいまだに耳に聞こえ、心が奮い立ち興起して、講筵を再開し、文王世子篇を講じた)<sup>(7)</sup>。寛文元年(1661)、朱子の易学啓蒙を講義し、翌壬寅(寛文二年、1662)正月より、朱子

(6) 高橋章則「弘文院学士号の成立と林鶯峰」、『東北大学文学部日本語学科論集』第一号、1991年、152頁および148頁、注⑩。

(7) 林鶯峰著、日野龍夫編『鶯峰林学士文集』下、101頁。

の易本義（原文「講朱義」<sup>(8)</sup>）を講義し、癸卯（寛文三年、1663）孟冬（初冬）中旬、繫辭伝を講義した。

羅山から指示された五經の講義がすべて完了した日に、鷺峰は以下のように感想を述べ、一文を認めて羅山の遺影に報告した<sup>(9)</sup>。

自寛永十八年至此二十有三年先考之遺訓不廢而余所願者足不亦說乎……古謂遣黃金滿籟不如一經況於五經哉謹述始末告先考影前唯冀精靈聽受焉寛文三年癸卯十一月二十九日不肖孤恕謹告

寛永十八年（1641）から（寛文三年（1663）まで）二十三年間父羅山の遺訓に従い、五經の講義を無事に成し遂げ、鷺峰の気持ちはたいへん満たされていたようである。さらに鷺峰は、「子に箱を満たすほどの黄金を遺すよりは、一編の經書を遺すほうがよい」という諺を引用し、父羅山が自分に遺したのものには一編の經書よりも遥かに多量の經書——五經があった、と深い感謝の気持ちを文面にあらわし、五經講義の始末をまとめ、羅山に報告した。この文章を認めたのが、「弘文院学士」号が授与される十二月二十六日の約一か月前の時であった。

### Ⅲ 「弘文院学士」号取得と林家の大望

#### 1 鷺峰の雄図——「弘文院学士」号の意味をめぐって

二十三年をかけて、父羅山が訓点をつけた『五經大全』を講了した鷺峰に与えられた称号「弘文院学士」は何を意味するのか。それに加えて、前述したように、忍岡林家塾（書院とも呼ばれる）は鷺峰の「弘文院学士」号に因んで、「弘文院」もしくは「弘文館」と称されていたが、「弘文院」と「弘文館」は何を指しているのか、なぜ「弘文院」と「弘文館」という二つの異なる名称がともに用いられたのかなどの諸問題について、検討を加え、鷺峰が抱く雄図を浮かび上がらせてみよう。

#### ① 鷺峰による「弘文院学士」号の解釈

鷺峰は「弘文院学士」号が授与された十二年後の延宝三年（1675）に著した「称号義述」に「弘文院学士」号の意味および自身の所感をつぎのように書き記している<sup>(10)</sup>。

弘文院學士 寛文三年癸卯臘月二十六日 官賜弘文院學士號而國老執政連署奉書有之  
褒五經講畢之務而暗合貞觀時弘文館學士之名也爾來專用此號

ここで、寛文三年十二月二十六日に、五經講義が完了したことを表彰するために「弘文院学士」号を幕府から賜り、国老執政連署の奉書があったと鷺峰は記述しており、さらに、

(8) 林鷺峰著、日野龍夫編『鷺峰林学士文集』下、102頁。

(9) 林鷺峰著、日野龍夫編『鷺峰林学士文集』下、102頁。

(10) 「称号義述」、『鷺峰先生林学士文集』卷第二十、林鷺峰著、日野龍夫編『鷺峰林学士文集』下、600頁。

称号の意味について「弘文院学士」号ははからずも唐代貞観期の「弘文館学士」の名称と「暗合」、一致していると鷺峰は解釈している。それゆえ、称号が授与されて以来もっぱらこの称号を使用するようにしていると鷺峰は称号への思い入れを明かしている。

鷺峰の記述どおり、『鷺峰文集』をみても、「弘文院学士」号が授与されてから、ほぼすべての署名にこの称号を冠している。実は、「弘文院学士」号が授与される二年前の寛文元年（1661）十二月、鷺峰は「礼部法印」という位号に叙されている<sup>(11)</sup>。しかしながら、鷺峰は「弘文院学士」号を取得して以降、ほかでもない「弘文院学士」号だけをつねに用いた。

これまでの先行研究においては、「弘文院学士」号に関する論述は主につぎの視座より展開されている。すなわち、① 中国唐代弘文館との比較、② 朝鮮李朝弘文館との比較、③ 平安時代の私学——和氣広世が設立した弘文院との比較である<sup>(12)</sup>。本稿では、鷺峰自身の「弘文院学士」号に対する認識に従い、唐代貞観期の弘文館・弘文館学士の職掌および役割を中心に考察を進め、鷺峰の奮闘目標、すなわち武家政治体制における林家の地位、とりわけ文化・教育に果たす役割への抱負の実像へと接近したい。

## ② 唐代貞観期の弘文館・弘文館学士の職掌および役割

鷺峰が「弘文院学士」号に「暗合」として明言した唐代貞観期の弘文館は、唐の第二代皇帝、「貞観の治（627—649）」と呼ばれる政治を行った太宗李世民が、武徳九年（626）八月即位の翌九月、門下省の下で開設した文化・教育機関であり、その前身は武徳四年（621）に設置された修文館であった。『唐会要』の弘文館（宏文館）の項につぎのように述べられている<sup>(13)</sup>。

……太宗初即位，大闡文教，於宏文殿聚四部羣書二十餘萬卷，於殿側置宏文館，精選天下賢良文學之士，虞世南，褚亮，姚思廉，歐陽詢，蔡永恭，蕭德言等，以本官兼學士，

文意は、太宗が文教事業を重んじ、群書二十余万卷を集め、天下の賢良で文学の才能がある人材を弘文館に召集した、彼らは本官をもって学士を兼ねたというものである。弘文館学士の職掌は以下の通りである。

弘文館學士，掌詳正圖籍，教授生徒，朝廷制度沿革，禮儀輕重，皆參議焉<sup>(14)</sup>

以上の文中で、弘文館学士の役目として、典籍の校勘整理、生徒の教育、朝廷制度、儀

(11) 高橋章則「弘文院学士号の成立と林鷺峰」，「礼部法印」鷺峰の部分（156頁）に詳細な論述があるので、参照されたい。

(12) ①・②の視座より考究した論文が、高橋章則氏と斎藤実郎氏の論文であり、③の視座より論を展開したのが、斎藤実郎氏の論文である。

(13) 『唐会要』卷六十四，弘文館の項（ただし本書の中で「弘」は「宏」と記されている），中華書局，1955年，1114頁。

(14) 『新唐書』卷四十七，志第三十七，百官二，門下省，弘文館，中華書局，1975年，1209頁。

礼典章の修正改訂などに参議することがあげられている。

太宗は史書の編纂にたいへん力を入れ、史館をつくり、朝廷が修史を管理する修史制度までつくった。史館に定員はなく、重要な編纂がある場合に他の官僚が兼任したため、貞観初期、弘文館学士は上掲の職掌——古籍の校勘整理、生徒の教授、朝廷制度、礼儀大事への参議のほかに、修史の事業にも参加する必要があった。

官位に関しては、弘文館学士は本職をもって兼担し、本職の官位が五品以上であれば学士とされ、六品以下は直学士とされ、いまだ朝廷の官位がない場合は一律、直学士とされた<sup>(15)</sup>。すなわち、弘文館学士とは、職名であって、官位ではない。しかしながら、弘文館学士たちは「令更宿直、聽朝之隙、引入内殿、講論文義、商量政事、或至夜分方罷」<sup>(16)</sup>。この文面に記されているように、夜は当番となり、昼は皇帝とともに内殿にて文史を論評し、政務を相談して、それは夜遅くまで続いた。言い換えれば、弘文館学士たちは皇帝の政治顧問と学問・文化問題の相談相手の役割を果たしており、太宗が統治政策や文教政策など国策を策定する際に、重要な影響を与えていた。

それに加えて、太宗は文徳政治を推し進め、礼楽・文化を文徳政治の中核に据える政治体制を遂行したため、礼楽の任務に当たる弘文館学士は政治的身分・社会的地位ともに高いものであった。それゆえ、当時においては、弘文館学士はたいへん地位の高い名誉のある職務であった。

以上でみたように、唐の貞観時期の弘文館学士は、政治的にも、社会的にも非常に重要な役割を担っており、いわば、皇帝の側近で顧問役を務める学者であった。

二十三年間たゆまず五経講義を続け、根気よくそれを完了した鷲峰に対して幕府より与えられた「弘文院学士」号が、実際に唐代貞観期の弘文館学士とどれほどの関連性を有しているのか、いまだ不詳であるが、少なくとも鷲峰自身が、「弘文院学士」号は唐代貞観期の弘文館学士と一致するものと認識あるいは解釈していたことから、鷲峰が政治・文化・教育において林家が果たすべき役割を考える際、唐代貞観期の弘文館学士の役割が強く意識され、弘文館学士のような役割を林家が担う雄図を胸に抱いていたことは明らかであろう。

ちなみに、鷲峰が幕府より『本朝編年録』（のちの『本朝通鑑』）続撰を命じられたのが、寛文二年（1662）十月三日であり<sup>(17)</sup>、「弘文院学士」号が授与される前年の出来事であった。このことが、ともすれば、鷲峰が武家政治の表舞台での自身の役割を考える際に、唐代貞観期の弘文館学士も太宗の修史事業に携わっていたことを思い起こさせ、無意識に「弘文院学士」号の意味を唐における弘文館学士の役職に引き付けて理解・解釈させる素因の一つとなったであろう。

### ③ 「弘文院学士」・「弘文院」と「弘文館」との併用について

寛文三年十二月二十六日に林鷲峰が幕府より「弘文院学士」号が授与され、それに因んで林家塾も「弘文院」と称されるようになり、それから、鷲峰自身がそれを好んで用いるようになった。幕府の公文書においては、鷲峰を「弘文院」と呼んでおり、例えば、寛文

(15) 『唐会要』巻六十四、「其登朝五品以上充學士、六品以下充直學士、未登朝官一切充直」、1116頁。

(16) 『唐会要』巻六十四、弘文館の項、1114頁。

(17) 林鷲峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、1頁。



四年（1664）十月、『本朝通鑑』の編纂が本格的に始まる直前に、忍岡書院に置かれた編輯所である「国史館」の壁に、編輯奉行永井尚庸より送られた「編修壁書」が掲げられ、それには「諸事可守弘文院指揮」と書かれていた（『国史館日録』寛文四年十月二十六日の項）。林家忍岡塾の名称については、鶯峰自ら「弘文書院」と呼んでいた（『国史館日録』寛文四年十月二十三日の項）。だが、第Ⅱ章で引用したように、『昌平志』の記述では、林家忍岡塾に対して「弘文館」という表現が用いられ、「廟図誌」に掲載された「寛文辛丑重修孔廟図」にはっきりと「弘文館」と標記される一角があった。

三つの異なる名称の意味とそれらが併用されていた原因に関しては、いまだ不明なことが多く、完全なる解明に至っていないが、ここで各名称が使用される時期および話者の相違に注目したい。すなわち、「弘文院学士」・「弘文院」を用いるのが、鶯峰および彼の同僚たちの話と同時代の文章の中であり、「弘文館」を使用するのが、『昌平誌』のような時代が下って記述されたものの中であるというように相異なっている。『国史館日録』や『鶯峰先生林学士文集』など一次史料に「弘文院学士」・「弘文院」が用いられていることから、幕府から授与された称号は「弘文院学士」であり、同時に林家の書院（塾）も「弘文院」と呼ばれるようになった。一方、前述したように、鶯峰は唐の貞観年間に政治・文教の中樞で活躍した「弘文館学士」の役割を、日本にいる自分と重ねる思いを抱いていたゆえ、その思いはつねに彼の言動に表れ、周囲の人に伝わっていたと考えられ、年月が重ねていくうちに、次第に周囲から「弘文院」と「弘文館」が併用されるようになったのであろう。

なお、先行研究では、この問題に関して確証による解明をまだ見えていないが、いずれの関係論文もこの問題について論じている。とりわけ、斎藤実郎氏の論文「林家の弘文院学士と弘文院・弘文館—中国史と関連して—」の考察は詳しく、参照されたい。ただし、その中で、「五経講義」が將軍家綱に対するものであると事実関係が誤認され、「鶯峰は、書経や易経などの五経を將軍に進講し、それが終了した功勞により弘文院学士の称号をえた」（61頁）と結論しているのは誤解である。また、「官賜弘文院學士稱號、忠清・忠秋・正則・廣之奉書連署、以忍岡山莊稱弘文院」（前出）の意味を「四閣老が連署して書を將軍家綱に奉って、上野忍岡の林家の山莊（私塾）を弘文院と称するよう働きかけた」（63頁）とする説明は、「奉書」の理解を誤っている。

## 2 幕閣要人との親交と「弘文院学士」号の取得

### ① 鶯峰の幕閣人脈と「弘文院学士」号の授与

林鶯峰への「弘文院学士」号授与の事由および称号の意味に関する検討を行ってきて、その結果として五経講義の経緯が明らかになった。ここで、新たな疑問が浮かび上がってくる。なぜ鶯峰の五経講義が完了して一か月も経たないうちに、その事実が早くも將軍家綱の耳に達し、「弘文院学士」号を彼に授与することができたのか。また、なぜそれまで幕府が林家に与えてきた「法橋」・「法眼」・「法印」など仏位・仏号と系統の異なる、鶯峰が所望する中国唐代の弘文館学士を直ちに連想させる儒家風の称号「弘文院学士」が与えられたのか。この二つの疑問について検討するには、鶯峰ひいては林家と幕閣要人との関係がどのようなものであったか、ならびに、その関係は幕府の方針・施策を決める際に、いかなる働きがあり、どれほどの影響を与えたのか、という視点が必要であろう。以下で

は、この視点より鷺峰の幕閣要人との親交と「弘文院学士」号授与の関連性を解き明かしてみる。

まず、鷺峰が「弘文院学士」号を取得した翌日の寛文三年癸卯十二月二十七日に父羅山に報告した「告賜院号於祠堂文」について考察してみよう。

謹告於顯考文敏先生羅山林君顯妣順淑孺人荒川氏曰僕在昔寛永辛巳春受顯考之命開經筵以來二十有三年至今茲仲冬悉終五經之編幸守遺訓得成此術業何慶加之元老執政僉謂希世之勤也事泄達 台聽昨二十六日應 召登 營感其不懈辱賜弘文院學士之號且元老執政連署奉書授僕以爲他後之證藏於巾笥以傳子孫……<sup>(18)</sup>

鷺峰の記述をみれば、二十三年かけて続けられた五經の講義を無事終えたことは、たいへん喜ばしく、元老執政が皆これは希世のつとめであると褒めてくれた。このことは將軍に漏れ聞こえるところとなり、昨日二十六日、將軍の召を応じ、當中に参上すると、鷺峰の勤勉が讃えられ、「弘文院学士」号が与えられた。その上、元老執政連署の奉書が与られたので、後の証拠にすることができると称号授与のいきさつが記されている。

ここで注目されるのが、「事泄達 台聽」という記述であり、すなわち、鷺峰の五經講義終了の情報が元老執政という経路を通じて將軍の耳に達していたのである。いわば、この経路があったからこそ、非常に短い期間に鷺峰が称号を賜ることができた。

ちなみに、文章が書かれた時期から判断すると、元老と呼ばれているのは老中酒井忠清であり、執政と呼ばれているのは、阿部忠秋・稲葉正則・久世廣之の三老中であり、鷺峰の日記および文集には、以上の四人とも頻繁に行き来し、公私にわたって、親しく付き合い合っている様子がつぶさに記録されている。

鷺峰はこのような有力な幕閣との親交があったゆえ、五經講義が終了してから一か月足らずのうちにその情報が家綱に達することができたのであろう。言い換えれば、これほど早く鷺峰が称号を授かることができた陰には、酒井忠清がはじめとする幕府の重鎮である四老中の支援があった。

さらに、もう一つ裏付ける証拠として、「弘文院学士」号が授与された翌年の寛文四年(1664)八月二十一日付の鷺峰の手になる『国史館日録』には、次の一節がある<sup>(19)</sup>。

……宗雪曰、……聖堂再修理、春信受禄賜宅、去冬院號之恩許、……皆是公之薦舉也、……

文脈から判断すれば、「公」というのは酒井忠清である。すなわち、鷺峰への「弘文院学士」号の授与は、老中酒井忠清からの口添えによるものであった。

## ② 鷺峰の家業興隆の志と幕府閣僚の林家への援助

(18) 林鷺峰著、日野龍夫編『鷺峰林学士文集』下、102頁。

(19) 林鷺峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年の項、6頁。この部分については拙稿「江戸初期幕府の文教態勢における林家の役割——林家と大名・幕閣との交際を通して——」（『千葉商大紀要』第48巻第2号、2011年）を参照されたい。

唐貞観年間の弘文館学士の活躍に、日本における林家の役割との整合性を見出し、幕府から授与された「弘文院学士」号が、唐の弘文館学士に「暗合」し、いわば、相当するものと解釈する鷺峰の認識は、彼の家業興隆に対する抱負に由来するものであろう。

だが、それまで林家に与えられてきた位位・仏号でなく、鷺峰が念願してきた儒家の称号に近似する「弘文院学士」という名称になったのは、果たして「暗合」によるものであろうか。以上の考察によって明かされたように、「弘文院学士」称号の取得において、鷺峰の二十三年間かけて五経を講了した努力のみでなく、さらに幕府要人との人脈が陰ながら奏功したことから推測すると、それも鷺峰と幕閣要人との親交によって実現されたことではなかろうか。

鷺峰の家業振興に傾ける努力と幕府閣僚たちの林家への援助が相伴って事が運ばれるのは、「弘文院学士」号授与の一件にとどまらず、その時期の幕府の文教施策と林家とのかかわりの中で数多くみられた現象の一つにすぎなかった。同時期の事例をあげると、「弘文院学士」号授与の翌年寛文四年（1664）、『本朝編年録』の続撰にかかわる奉行を選任する際、事前に老中酒井忠清は鷺峰と人選について話している。『国史館日録』によれば、「七月五日夕、忠清招余懇問編輯之趣、余所答亦詳、忠清曰、如太田備牧爲系譜之奉行例、可擇其人以爲奉行」、すなわち、七月五日の夕方、老中酒井忠清はわざわざ鷺峰を呼び出し、編輯奉行の人選は、太田（資宗）が（羅山が編輯総裁であった）『本朝編年録』の奉行であったのなら、そのような人物を選んで奉行にすると話している。同七月二十八日、鷺峰と二十年の親交がある永井尚庸が編輯奉行に任命され、同席した鷺峰に老中稲葉正則は編輯奉行の人選を決めた理由として「尚庸於子交際殊厚、故有是命、定知可怡悦」と明白に説明している<sup>(20)</sup>。幕府要人たちが鷺峰とかかわりのもつ人事を決定する際に、どれほど鷺峰に配慮しているかは明らかであろう。

前述した例と同様の事象が同寛文四年、『本朝編年録』から『本朝通鑑』への改称の決定過程にも見られる。書名が改められる事前に、十月十九日、鷺峰は老中稲葉正行宅に訪れ「……共喫朝喰、其間屢談編年録事、正則曰、頃間議改編年録號本朝通鑑、其事未決云云、」と書名改称のことについて正則が話を持ち出し、鷺峰は「余曰、中華通鑿名聞於世、朝鮮亦有東國通鑿、則我國之史稱通鑿而可也、先父謙而假稱編年録、今若官議決而稱通鑿則先父之志也、」と言い、中国に『資治通鑑』があり、朝鮮にも『東國通鑑』があつて、我が国の歴史も『通鑑』と称することができる。父羅山は謙遜して仮に『編年録』と称したが、いま、もし官議によって『通鑑』と称されれば、それこそ父羅山の志であると自分の意見を明確に表明した。それを聞いて「正則曰、此度事大、宜號通鑑、……尚庸在群老席時可胥議之、」<sup>(21)</sup>と正則は事が重大であるため、編輯奉行永井尚庸が諸老中のいる場で議論してみることができると述べた。翌二十日、鷺峰に永井尚庸より手紙が届いて、「諸老臣相議、欲改編年録號本朝通鑑、而與會津羽林（保科正之）・姫路拾遺（榊原忠次）談此事、皆謂、宜然、今日達台聽、命曰、可也云云、」と鷺峰の意見を採り入れて幕府が『本朝

(20) 林鷺峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年七月二十八日の項、4頁。編輯奉行に永井尚庸が任命された一件に関する詳細は、拙稿「江戸初期幕府の文教態勢における林家の役割—林家と大名・幕閣との交際を通して—」（前掲）を参照されたい。なお、論文中、鷺峰のことを表す「尚庸於子」の「子」が梅洞と誤認されているので、ここで訂正する。

(21) 林鷺峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年十月十九日項、9頁。

通鑑』という名称を決定した<sup>(22)</sup>。

さらに、その翌年(1665)、鶯峰の嫡男である梅洞(1643—1666)の叙位について、事前に奉行永井尚庸が鶯峰と話し、叙位を決める細節に関することも鶯峰に伝えた。結果として、梅洞の叙位がその年に認められず、梅洞はつぎの機会をねらって、業績づくりに励み、家塾の教育の体系化を図る「忍岡家塾規式」、いわゆる「弘文館規約」<sup>(23)</sup>を翌年(1666)制定したが、その年に病気で亡くなった<sup>(24)</sup>。

梅洞は叙位が実現される前に歿したが、梅洞を偲ぶ文「西風涙露」の中で、鶯峰は位号の名称に関する自分の考えを次のように記している。父羅山は「直叙法印位」であったが、「法印者非儒家官位」と、法印は儒学者の官位ではないと認め、「余今幸賜弘文學士之號而時論皆以爲盛事」と自身が「弘文院学士」号を取得して満足とまではいえないものの、多少満たされている気持ちを表し、「按王制有進士俊士選士秀士等之差是學者仕宦之次第也」と言い、学者仕官の位号は進士・俊士・選士・秀士であるべきとの考えを表した。梅洞は修史の労があったので、必ず官賞があると聞いて、「余從容告永伊牧而論執政而以法眼法橋之叙位換俊士選士秀士之名」<sup>(25)</sup>、すなわち、法眼・法橋といった仏家の位号による叙位は、学者の仕官に相応しくないので、「儒家官位」である俊士・選士・秀士に替えるように執政に伝えることを永井尚庸に求めた。ここに「儒家官位」に対する鶯峰の意見が明示されている。

幕閣要人との親交の中、とりわけ当時の幕政の最高実力者酒井忠清との交友関係は深かった。一例を挙げてみよう。鶯峰は幕府より歴史の編輯を命じられ、責任重大と自覚し、「然今諳國史之大槩，與漢朝歷史通鑑之書法合考之，爲文成篇，無後世之嘲，令中華人解其事，其文段不滯者，某稽古之力所不讓他也」<sup>(26)</sup>と国史を編輯する大事業に当たり、中国漢代の歴史書『漢書』と宋代の歴史書『資治通鑑』をとともに検討し、編輯した歴史書が後世に嘲われることなく、中華の人にも解るようなものにしようと思いを定めた。鶯峰は住む場所も神田の自宅から編輯所を置く上野忍岡に移して、全力挙げて成功させようと意気込んでいた際、幕府の決めた編輯定員の人数が少ないと感じ、「系譜編輯之時，預事者三十餘人，傭書者三十餘人，此度之勞大於前度而其徒不及其半，譬猶以寡兵攻堅城，余精力盡此而死，若幸成功則官家之餘光也，」と不満を言い、今回の修史は固く守られている城を少ない兵で攻め落とすようなものであると状況を譬えた。「忠清以爲戲言而莞爾，余又曰，是非戲談，實是余之微志也，……尚庸及在座數輩見余顔色無不驚焉，余亦不言而退」<sup>(27)</sup>、酒井忠清は冗談であると聞きながら微笑んでいたが、鶯峰がこれは断じて冗談でなく、真に自分の決意であると言い、編輯奉行の永井尚庸など同席の人々は鶯峰の顔色に驚かされていた。翌日、鶯峰は酒井忠清宅に行き、自分の過言の失礼について謝った際、

(22) 林鶯峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年十月二十日項、10頁。注(21)、注(22)に関する詳細については、拙稿「江戸初期幕府の文教態勢における林家の役割—林家と大名・幕閣との交際を通して—」(前掲)を参照されたい。

(23) 『昌平志』巻第二、「事実誌」、寛文六年の項に「六年丙午五月弘文館置規約職掌二制」と記されている。

(24) 拙稿「江戸前期における幕府の教育態勢について—林家「忍岡家塾規式」の制定をめぐる—」(『政策情報学の視座—新たなる「知と方法」を求めて—)、日経事業出版センター、2011年)を参照されたい。

(25) 林鶯峰著、日野龍夫編『鶯峰林学士文集』下、巻第七十八、225頁。

(26) 林鶯峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年甲辰の項、3頁。

(27) 林鶯峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年八月二十一日の項、5頁—6頁。

「忠清曰、吐露中心則勝阿諛者、莫介於懷」と忠清は鷺峰に直言することは面談することに勝るのであり、煩慮しないようにと寛大な態度をとった。

さらには、鷺峰が忠清の懇意に謝意を表すと、「忠清欣然曰、自今有欲公言則先可密告余云云」<sup>(28)</sup>と忠清は鷺峰に今後仮に公に発言したいことがあれば、まず密かに私に言うようにと極めて懇切な助言を率直にした。忠清と鷺峰との信頼関係がいかに確たるものであったかはこの言葉によって鮮明に映し出されている。

以上の事例からみれば、鷺峰は幕閣要人と親交しているため、彼とかかわりのある事を幕府が決める際、事前に彼の意見を聞き、最終的にその意見に配慮した形で決定されることが明らかになった。それゆえ、「弘文院学士」号の発案者は林家に学者仕官に相応しい「儒家官位」を切望する鷺峰本人である可能性が高い。同時に、幕府儒者としての林家の地位を高めようとする鷺峰の大望は、『本朝通鑑』の編輯に、梅洞と力を合わせた「忍岡家塾規式」の制定に、あるいは幕閣要人との交際に、精力的に奮励している姿に認められるであろう。

#### IV むすび

本稿は、林鷺峰が「弘文院学士」号を取得した経緯を詳細に考察することを通して、林家の第二代当主である鷺峰が、武家政権に出仕し、現実の中でいかに努力して、家業である林家の学問を普及させ、林家塾の地位を拡大しようとしたのか、さらに、「弘文院学士」号の意味を幕府の文教施策決定過程との関連性の視点より検討した。

その結果として、第一に、「弘文院学士」号授与の事由となった五経講義について史料を用いて明らかにし、それは鷺峰が父羅山から託され家業として二十三年間かけて成し遂げた五経講義のことであり、弟子や友人などに対して行われた講義であり、一般に考えられてきたそれが將軍に対する講筵であるという認識が誤りであることを証明した。

第二に、「弘文院学士」号授与の経路として、酒井忠清の働きがあったことを明らかにした。さらに、鷺峰自らの説明に従い、唐代貞観期の弘文館学士の職掌と役割について考察し、「弘文院学士」号を唐の弘文館学士と引き合わせることによって、日本において唐の弘文館学士と同様の大任を背負おうとする鷺峰の大望を明らかにした。

第三、幕府で林家とかかわることについて決定がなされるプロセスを解明するため、同時期の実例を考察することにより、鷺峰と親交のある幕閣要人が事前に鷺峰の意見を聞いた上で決定されていたことが明らかになった。それゆえ、「弘文院学士」号の発案者は鷺峰自身である可能性が高いことを指摘した。

あたかも唐代貞観期の弘文館学士を彷彿とさせる「弘文院学士」号の成立は、実際の官位でなくても、日本近世の武家社会のなかで、林家第一代当主羅山から切望していた儒家の官位名であり、のちの元禄四年（1691）、林家三代目当主林鳳岡が「大学頭」——幕政の中で新設された正式の役職に就くことの前奏でもある。称号は形の上のものではあるが、林家が従来之法眼・法橋のような仏号から脱却し、初めて許された学者の称号であることと、学者仕官の道を表していることは意味が大きい。

(28) 林鷺峰著、山本武夫校訂『国史館日録』第一、寛文四年八月二十一日の項、6頁。

唐貞観年間、政治的にも、社会的・文化的にも重要な役割を果たした弘文館学士の存在を、日本における林家の役割と重ね合わせることが鷺峰の大望であり、それを実現するために絶大な努力がなされて実ったものの一つが「弘文院学士」の称号であった。それは鷺峰の奮闘によって取得されたものであるといえよう。

## 〔抄 録〕

江戸幕府の儒者林羅山（1583—1657）が幕府の手厚い援助を受けて創設し、儒学研究をその存在の根幹としていた忍岡林家塾（のちの昌平坂学問所）は、第二代当主林鷺峰（1618—1680）の時期、彼の努力により発展し、林家および林家塾の地位は高められた。それを示す重要な出来事が、寛文三年（1663）幕府より鷺峰に「弘文院学士」の称号が与えられ、それに因んで林家塾が「弘文館」と呼ばれるようになったことである。

将軍家綱から鷺峰に「弘文院学士」の称号が授与された理由は、父羅山が訓点をつけた『五経大全』の講義を二十三年間（寛永十八年（1641）—寛文三年（1663））たゆまず続け無事完了したからであった。鷺峰は自分に与えられた「弘文院学士」号を、唐太宗の政治顧問として文教政策の策定に影響を及ぼした唐代貞観期の「弘文館学士」に重ね合せて認識していた。そこに、幕府の文教政策を司る地位へと林家を高めようとする鷺峰の大望を見て取ることができる。鷺峰が念願していた儒学者にふさわしい称号「弘文院学士」を取得することができたのは、まさに鷺峰の努力と有力な幕僚との親交があったからであるといえる。